

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
平成30年度 上下水道事業経営審議会
- 2 開催日時
平成31年2月22日(金) 午後7時00分から午後8時50分まで
- 3 開催場所
松川町役場 2階 協議会室
- 4 出席者氏名
(委員)
間瀬重男委員 島田弘美委員 伊藤正一委員 松尾 貢委員 鈴木峰好委員
下平典子(代理知久多賀子)委員 小澤文人委員 大島慎男委員 村田 肇委員
酒井克雄委員

(事務局)
塩倉智文課長 伊藤孝光係長 宮下祥司係長 大澤 充係長
- 5 議題(公開又は非公開の別) 公開
(1) 水道事業の経営状況について
(2) 下水道事業の経営状況について
(3) 下水道事業への地方公営企業法の適用について
- 6 非公開の理由(会議を非公開とした場合)
—
- 7 傍聴人の数
0人
- 8 会議資料の名称
水道事業
・松川町水道事業の概要
・給水人口の推移

- ・企業債元利償還予定額と現在高の推移
- ・水道事業会計の実績と今後の見込み

下水道事業

- ・松川町下水道事業の概要
- ・経営比較分析表（公共下水道事業、農業集落排水事業）
- ・公共下水道事業及び農業集落排水事業への地方公営企業法の適用について

9 審議の概要

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 上下水道事業経営審議会について
- (4) 正副会長の選任について

会 長 伊藤 正一委員

副会長 知久多賀子委員

- (5) 水道事業の経営状況について

【質疑】

(委 員)

水道料金の体系について今後どのような考えでいるか。また、10月からの消費税増税の際はどうなるのか。

(事務局)

近隣市町村では口径別料金を採用している団体もある。今後大きな料金改定を行う際は現行の料金体系の見直しも検討する必要がある。料金改定の時期についてはアセットマネジメントの結果や今後の料金収入を予測しながら判断していきたい。消費税増税の際の料金体系見直しは考えていない。増税分のみの値上げとなる。

(委 員)

他団体は口径別料金を採用しているところが多いようだが、現行料金体系を採用したのはどういう経過なのか。

(事務局)

経過については不明である。現行料金体系は従量制のため、使用量が多いほど料金が高くなる。口径が大きい使用者ほど使用量が多いため、口径別料金と同様に口径の大きさと料金は比例する結果になっている。

(委 員)

水道法改正で官民連携が推進されているが、町の水道事業はどうなるのか。

(事務局)

施設の運営を民間に行わせることは考えていない。経営の効率化の面では広域的な民間活用（料金徴収の一括委託など）が可能か北部地域で検討を始めたところである。

(委 員)

経営状況資料「③水道事業会計の実績と今後の見込み」では経営状況が改善しているようにみられる。今後の料金改定の見込みはどうか。

(事務局)

今回は料金改定の具体的な審議は考えていない。アセットマネジメントの結果や下水道事業の経営状況も併せて今後判断していきたい。

(委員)

宮ヶ瀬橋工事に伴う水道管添架の状況はどうか。

(事務局)

橋の工事に合わせて施工するよう進めており、32年度に橋と同時に水道管も完成する予定である。

(6) 下水道事業の経営状況について

【質疑】

(委員)

下水道の水洗化率が類似団体の平均より低いですが、加入者の状況はどうか。

(事務局)

供用開始からの経過年数と水洗化率は比例するため、一概に類似団体より水洗化が遅れているとは考えていない。

(委員)

下水道法で下水道加入が義務とされていると思うが、その点を未加入者へ説明しているのか。

(事務局)

確かに下水道法で排水設備の設置が義務付けられており、町の下水道条例で期限を3年以内と規定しているが、未加入者へ加入を勧める際は法律の話はしていない。

(委員)

公共下水道は下水道法の対象となるが、農業集落排水には加入を強制する法的根拠はない。また下水道法も罰則があるわけではないので、担当者は苦慮されているのが現状だと思う。

(委員)

農業集落排水の処理区を公共下水道に統合する話があると聞いている。現在の状況はどうか。

(事務局)

平成32年度から具体的な処理区統合に向けての準備を開始する予定でいる。36年度には名子南または大島どちらかの処理区を公共下水道に統合するスケジュールを進めたいと考えている。

(7) 下水道事業への地方公営企業法の適用について

【質疑】

(委員)

参考資料「予定損益計算書」をみると営業利益がマイナス、経常利益がプラスになっている。営業外収益（他会計補助金等）で経常利益がプラスとなっているが、これは適正という判断で良いか。

(事務局)

営業利益がマイナスの場合は下水道事業本業の使用料が足りていないという見方になる。営業利益のマイナスを減らして、他会計補助金（一般会計繰入金）を負担区分の原則に基づく公費負担の範囲内にしていくことが必要である。

(委員)

一般会計繰入金が多い場合は総務省から指導などあるのか。

(事務局)

決算統計等で報告する数値で繰入金の規模を判断される。企業会計への移行により、今後正確な経営状況が見えてくるが、下水道事業については使用料の改定が必ず必要になってくると考えている。

(8) その他

(委員)

新井の街中で朝晩の水道使用量が増える時間帯に、トイレの水量（水圧）が下がるという話を聞いているが、状況はどうか。

(事務局)

こちらでは把握していない。該当あれば個別にご連絡をお願いしたい。

(事務局)

今年度の審議会は下水道事業の法適化の状況報告もあったため年度末の開催としたが、来年度はもう少し早い時期での開催としたい。

(9) 閉会